

### 「衛生推進者」養成講習会の開催について

(神奈川労働局長登録 登録番号：安衛養2 登録有効期間：令和6年9月30日)

労働安全衛生法第12条の2及び安全衛生規則第12条の2により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者又は衛生推進者の選任が義務付けられています。今回の衛生推進者は、**銀行業、証券業、生保・損保業等の各店舗、飲食業、企業本社、映画演劇業、教育研究業、人材派遣業等の業種において選任が必要です。**

また、第13次労働災害防止計画においても重点業種対策として第三次産業の中で小売業、社会福祉施設、飲食店等があげられていることもあり、労働災害体制強化のためにも、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

#### 記

- 1. 日 時 令和5年4月25日(火) 9時45分～16時20分
- 2. 場 所 万国橋会議センター 4F会議室
- 3. 講習内容
  - 1) 衛生推進者の職務 (1H)
  - 2) 作業環境管理及び作業管理 (1H)
  - 3) 健康の保持増進 (1H)
  - 4) 労働衛生教育 (1H)
  - 5) 関係法令 (1H)
- 4. 会 費 10,360円  
(税込10%、テキスト代1,430円、受講料8,930)
- 5. 定 員 30名(期間内でも定員になり次第締切ります)
- 6. 申込方法 横浜北支部HPからのNET申込み、または、申込書に所要事項を記入のうえFAXにてお申込み下さい。(この講習会はNET割引はありません)  
(公社)神奈川労務安全衛生協会横浜北支部事務局  
FAX 045-474-1815 (TEL 045-474-1821)  
会費請求書が必要な場合、○で囲ってください(必要)  
(FAX申し込み後一週間以内に受講票届かない場合は再度ご連絡下さい)
- 7. 持 参 品 筆記用具



- ※ 講習修了証に記載する「氏名・生年月日」の確認につきましては、受講日当日に自動車運転免許証あるいはその他の証明書等をご提示いただき、本人確認をさせていただきます。お手数ですが受講日当日にご持参願います。
- ※ 当講習会の受講及び修了者台帳に関する以外の目的で個人情報を流用することはありません。
- ※ 振り込み後、当日、参加を取消しの場合、参加費の返金はお受けできませんのでご了承下さい。

\*\*\*\*\*  
**衛生推進者養成講習会申込書**  
 \*\*\*\*\*

事業場名 \_\_\_\_\_ 会員NO. \_\_\_\_\_ 住所〒 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

※	氏 名	生年月日 (西暦表記)	受 講 者 現 住 所 (〒番号は必ず記入してください)
	フリガナ		〒
	フリガナ		〒

会費の支払方法  銀行振込 月 日振込予定(恐縮ですが振込手数料は貴事業場にてご負担下さい)  
 横浜銀行新横浜支店 普通 1012715  
 名義人 (シャ) 神奈川労務安全衛生協会横浜北支部